資料4

行政歯科保健担当者研修会



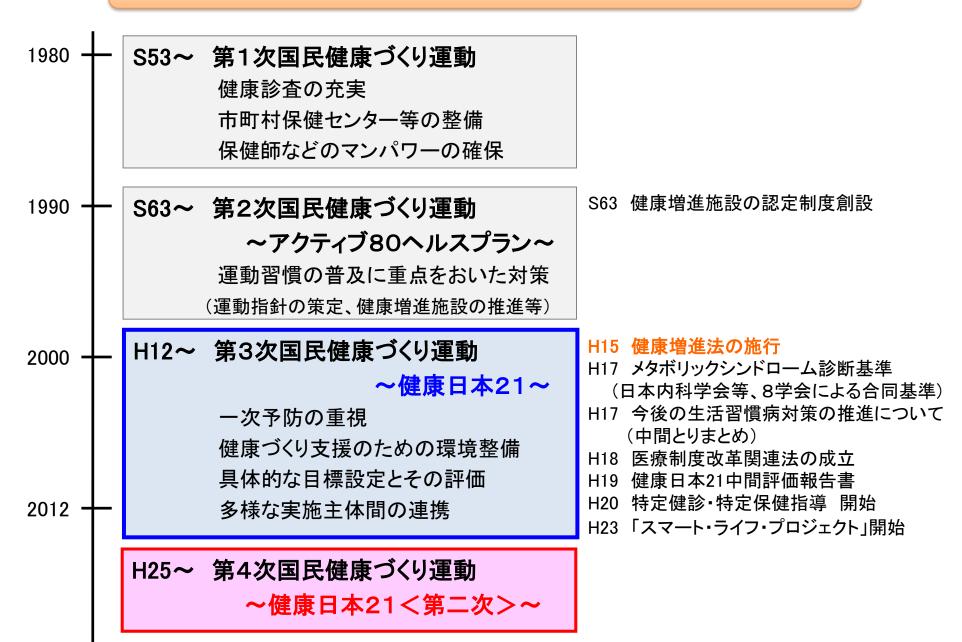
健康日本21 (第二次) の中間評価と改正健康増進法について

厚生労働省健康局 健康課 堀松 高博



健康日本21(第二次)

我が国における健康づくり運動の流れ



健康日本21(第二次)の概要

健康増進法 第7条

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (健康日本21(第二次)) 厚生労働省告示第四百三十号

健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に 関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

健康日本21(第二次)推進専門委員会 中間評価報告書(案)について

4段階で評価

策定時の値と直近値を比較

- 「a 改善している」のうち、現状のままでは最終評価までに目標達成が危ぶまれるものを「a*」と記した。
- 「d 評価困難」は、設定した指標又は把握方法が策定時と異なることによる。

a 改善している

b 変わらない

c 悪化している

d 評価困難

5つの基本的な方向毎の進捗状況

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 aの達成率:100% (2/2);内a*の項目数O
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防 aの達成率: **50.0% (6/12);内a*の項目数3**
- ③ 社会生活機能の維持・向上、社会参加の機会の増加 aの達成率: 58.3% (7/12); 内a*の項目数3
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備 aの達成率:**80.0% (4/5);内a*の項目数O**
- ⑤ 生活習慣の改善及び社会環境の改善 aの達成率:59.1% (13/22);内a*の項目数6
- ⇒ 全体でのaの達成率(再掲除く):60.4% (32/53); 内a*の項目数12

十分に改善を認めた主な項目					
項目	策定時	目標	直近値		
健康寿命	男性:70.42年 女性:73.62年 (2010年)	延伸 (2022年)	男性:72.14年 女性:74.79年 (2016年)		
健康寿命の 都道府県差	男性:2.79年 女性:2.95年 (2010年)	縮小 (2022年)	男性:2.00年 女性:2.70年 (2016年)		
糖尿病コントロール 不良者の減少	1.2% (2009年)	1.0% (2022年)	0.96% (2014 年)		
自殺者の減少	23.4	19.4	16.8		
(人口10万人あたり)	(2010年)	(2016年)	(2016年)		
健康格差対策に取り組む自治体の増加	11都道府県 (2012年)	47都道府県 (2022年)	40都道府県 (2016年)		

改善が不十分な主な項目				
項目	策定時	目標	直近値	
メタホ゛リックシント゛ローム	約1,400万人	25%減少	約1,412万人	
該当者・予備群の数	(2008年)	(2015年)	(2015年)	
肥満傾向にある子供 の割合	男子:4.60% 女子:3.39% (2011年)	減少 (2014年)	男子:4.55% 女子:3.75% (2016年)	
介護サービス利用者 の増加の抑制	452万人 (2012年)	657万 (2025年)	521万人 (2015年)	
健康づくり活動に主 体的に関わっている 国民の割合の増加	27.7% (2012年)	35 % (2022年)	27.8 % (2016年)	
成人の喫煙率の 減少	19.50% (2010年)	12% (2022年)	18.30% (2016年)	

健康日本21(第二次)中間評価における評価の結果

<評価> a:改善している(*現状のままでは最終目標到達が危ぶまれるもの) b:変わらない c:悪化した d:評価困難

全体目標

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

a:改善している ・健康寿命の延伸 ・健康格差の縮小

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

a: 改善している

- 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少*
- ・ がん検診の受診率の向上*
- 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の 減少
- 高血圧の改善
- |・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上*
- 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者 の割合の減少

b:変わらない

- 脂質異常症の減少
- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少
- 糖尿病合併症(糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数)の減少
- |・ 糖尿病の治療継続者の割合の増加
- 糖尿病有病者の増加の抑制
- COPDの認知度の向上

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

a:改善している

- 自殺者の減少
- メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加*
- 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加
- 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割 合の増加*
- ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合の増加
- 低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制
- 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少*

b:変わらない

- 気分障害·不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者 の割合の減少
- ・ 適正体重の子どもの増加
- 介護保険サービス利用者の増加の抑制
- 高齢者の社会参加の促進(就業又は何らかの地域活動を している高齢者の割合の増加)

d:評価困難

• 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

a: 改善している

- |・ 地域のつながりの強化
 - 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に 情報発信を行う企業登録数の増加
- 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談 が受けられる民間団体の活動拠点数の増加
- |・ 健康格差対策に取り組む自治体の増加

b:変わらない

・ 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

栄養・食生活	身体活動·運動	休養	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康
a:改善している	a:改善している	a:改善している	a:改善している	a:改善している	a:改善している
• 食品中の食塩や脂肪の低減に取り	• 住民が運動しやすい	• 週労働時間60時間	• 未成年者の飲酒を	• 成人の喫煙率の減	・ 歯の喪失防止
組む食品企業及び飲食店の登録数	まちづくり・環境整備	以上の雇用者の割	なくす	少*	乳幼児・学齢期のう蝕の
の増加	に取り組む自治体数	合の減少*	・ 妊娠中の飲酒をなく	• 未成年者の喫煙を	ない者の増加
・ 利用者に応じた食事の計画、調理及	の増加		す*	なくす	・ 過去1年間に歯科検診を
び栄養の評価、改善を実施している				• 妊娠娠中の喫煙を	受診した者の割合の増加
特定給食施設の割合の増加*				なくす*	
b:変わらない	b:変わらない	b:変わらない	b:変わらない	• 受動喫煙の機会を	b:変わらない
• 適正体重を維持している者の増加	・ 日常生活における歩	睡眠による休養を十	生活習慣病のリスク		• 口腔機能の維持・向上
・ 適切な量と質の食事をとる者の増加		分とれていない者の	を高める量を飲酒し	減少*	c:悪化した
・ 共食の増加	慣者の割合の増加	割合の減少	ている者の割合の		・ 歯周病を有する者の割合
			減少		の減少

スマート・ライフ・プロジェクト

スマート・ライフ・プロジェクトの取組

「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。

参画団体数 4654団体 (2019.2.21現在)

適度な運動

「毎日プラス10分の 運動」

禁煙

「たばこの煙をなくす」



適切な食生活

「毎日プラス一皿の野菜」

健診・検診の受診

「定期的に自分を知る」

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

<スマート・ライフ・プロジェクト>



○背景: 高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予 防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活 できる活力ある社会を実現することが重要である。

○目標:「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む 企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意 識し及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



く健康寿命をのばそう!アワード表彰式>

- ○企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- ○
 計員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- ○大臣表彰「健康寿命をのばそう!アワード」
- ○「健康寿命をのばそう!サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- ○「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ

企業・団体 自治体

・メディア ・外食産業



・フィットネスクラフ

• 食品会社





社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の 呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等に よる啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進 社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマー クの使用(パンフレットやホームページなど) → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

「スマート・ライフ・プロジェクト」と「FUN+WALK PROJECT」の連携について

- 「スマート・ライフ・プロジェクト」は、「健康寿命をのばそう!」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が 送れることを目標とした国民運動。【厚生労働省】
- 「FUN+WALK PROJECT」は、歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものにする官民連携プロジェクト。「歩く」を入口に、 国民の健康増進を目指す。【スポーツ庁】

スマート・ライフ・プロジェクト(厚生労働省)

適度な運動(毎日プラス10分の身体活動)

適切な食生活(食事をおいしく、バランスよく)

禁煙(たばこの煙をなくす)

健診・検診の受診(定期的に自分を知る)

健康寿命をのばそう!

- ・ロゴマーク、ポスター等の配布
- · 「健康増進普及月間 Iの実施
- ・健康寿命をのばそう!サロンの開催
- ・健康寿命をのばそう!アワードの実施 (H30~ スポーツ庁長官賞の創設)

※参加団体数:約4,000社

FUN+WALK PROJECT (スポーツ庁)

1日あたりの歩数を 普段よりプラス1000歩(約10分)

- ・「歩きやすい服装」(FUN+WALK STYLE)で の通勤。
- ・通勤時間や休憩時間、昼休み等の隙間時間を活 用してのスポーツのきっかけづくり。
 - ・ロゴマーク、ポスター等の配布
 - ・「FUN+WALK WEEK」の実施
 - ・「FUN+WALK Iアプリの提供
 - ・ 先進事例の効果的な展開



・厚生労働省・スポーツ庁それぞれのチャネ ルを活用した普及・広報策の推進

・両省庁共催のイベント等の開催

健康寿命の延伸

平均寿命を限りなく健康寿命に近づける 健康長寿社会の実現

改正健康増進法について

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、 屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事(保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ず ることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

			経過措置			
Α	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	禁煙	当分の間の措置			
	旅客運送事業自動車・航空機	(敷地内禁煙(※1))	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置		
В	上記以外の多数の者が利用する施設、					
	旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙	 原則屋内禁煙	既存特定飲食提供施設		
			冰 划连门末柱	(個人又は中小企業(資本金又は出資の総額		
	AL A -	(喫煙専用室(喫煙のみ)内		5000万円以下 (※3))		
	飲食店	でのみ喫煙可)	(喫煙室(飲食等も可)内	かつ 客席面積100㎡以下の飲食店)		
		COSTON	での喫煙可)	標識の掲示により喫煙可		
×	※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。					

- ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
- ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
- 注:喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
- 注:公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といっ た喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。
- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとす る。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとる よう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果 に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日(ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日)

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

·学校、児童福祉施設

第一種施設

- ·病院、診療所
- ・行政機関の庁舎

〇 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

<u>2019年</u> 7月1日 施行

上記以外の施設*

第二種施設

- •事務所
- ·工場
- ・ホテル、旅館
- ·飲食店
- •旅客運送用事業船舶、鉄道
- ·国会、裁判所 等
- * 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の 小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ·客席面積100㎡以下

) 原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要) 経営判断により選択

屋内禁煙

喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の 喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置

) 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能



- ※ 全ての施設で、 喫煙可能部分には、
 - ①喫煙可能な場所である 旨の掲示を義務づけ
- ②<u>客・従業員ともに</u> 20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

〇 施設内で喫煙可能(※)

〇 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。 2020年 4月1日 施行

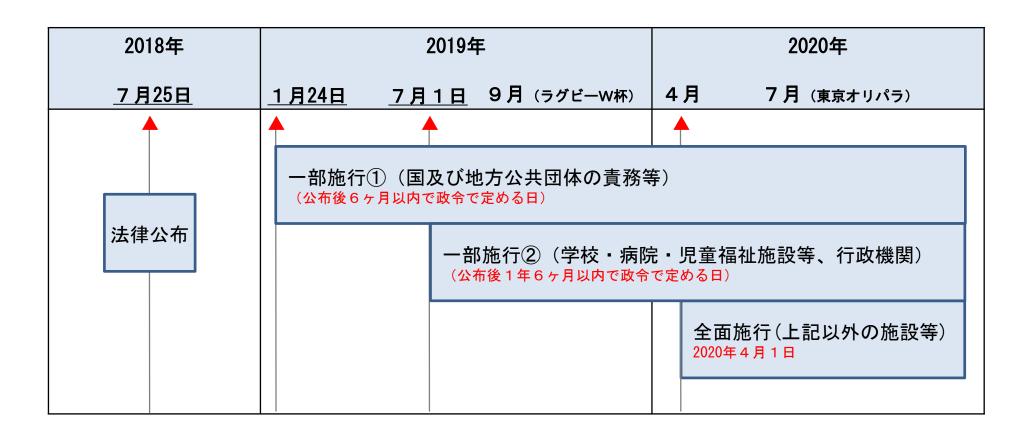
経営判断

屋外や家庭など

2019年 1月24日 施行

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①(国及び地方公共団体の責務等)の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)の施行期日は2019年7月1日とする。



ご清聴ありがとうございました。